

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資産 価額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 4 年 平 均	和 4 年 11 月 分	4 年 12 月 分
(製造業)										
電気機械器具製造業		43		6.6	38	371	406	407	391	
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	13.4	62	773	694	670	641	
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	4.7	32	202	296	310	298	
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	4.3	29	270	329	334	322	
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	4.8	34	279	229	224	219	
輸送用機械器具製造業		48		7.6	41	456	261	263	254	
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附随車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	8.2	43	478	235	238	230	
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	4.8	32	351	385	380	364	
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	7.5	43	353	352	360	361	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和5年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和4年分のものと異なる業種目などについては、令和4年11月分及び12月分の金額は、令和4年分の評価に適用する令和4年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和4年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和5年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				5 年														
				1 月 分														
(製造業)																		
電気機械器具製造業		43	388 443	405 439	414 436	426 432												
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		44	627 771	641 759	655 749	679 740												
電気計測器製造業		45	298 307	308 307	319 308	334 308												
その他の電気機械器具製造業		46	322 360	344 357	349 355	355 353												
情報通信機械器具製造業		47	217 238	227 236	233 235	237 234												
輸送用機械器具製造業		48	252 275	265 274	268 274	272 273												
自動車・同附属品製造業		49	229 246	243 246	248 245	250 245												
その他の輸送用機械器具製造業		50	360 411	371 409	364 407	377 405												
その他の製造業		51	358 368	372 367	386 367	388 367												